

理由

地方公共団体の予算のより適正な執行を確保するため、地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲を拡大するとともに、最近における地方公共団体の財務に関する事務の処理上の要請に鑑み、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲等を改める必要があるからである。